

札幌対第 50734 号  
平成 22 年(2010 年)10 月 25 日

銭函風力開発株式会社  
代表取締役 松島 聡 様

札幌市長 上田 文雄

「銭函風力開発建設事業に係わる環境影響評価書案」及び  
「事業者見解書」に関する意見について

札幌市では、標記評価書案（本市域の環境に影響を及ぼすおそれのある騒音、低周波音及び景観に係る部分に限る。以下同じ。）について検証及び検討を行うため、学識経験者による「銭函風力発電所」検証専門家会議を設置したところです。

この専門家会議では、貴社に対し、評価書案に記載する評価に加え、低周波音及び景観について再度の評価を求め、平成 22 年 10 月 15 日付け事業者見解書を提出いただいたところであり、今般、これらについて、専門家会議の検証等が終了したところであります。

つきましては、専門家会議の検証及び検討の結果を踏まえ、別紙のとおり評価書案及び事業者見解書に関する環境の保全の見地からの意見を述べますので、遺漏なき対応を図られますようお願いいたします。

担当

環境局環境都市推進部

環境管理担当課 伊東、大江

環境対策課 勝俣、高田、鈴木

TEL 011-211-2879 FAX 011-218-5108



## 環境の保全の見地からの意見書

銭函風力開発建設事業に係わる環境影響評価書案（本市域の環境に影響を及ぼすおそれのある騒音、低周波音及び景観に係る部分に限る。以下、「評価書案」という。）及び平成22年10月15日付け事業者見解書（以下、「事業者見解書」という。）に記載された調査、予測及び評価については、おおむね妥当なものと判断するが、環境の保全の見地から、事業者は環境影響評価書の作成及び事業の実施にあたり、下記の事項に十分留意する必要がある。

### 記

#### 1 対象事業実施区域及びその周囲の概況

風車における騒音及び低周波音の予測にあたっては、事業実施区域の風向・風速等の詳細なデータが大変重要な要素であると考ええる。

したがって、評価書作成にあたっては、自然的状況として、月及び年間の風向出現率や風配図を記載すること。

#### 2 騒音

##### (1) 予測対象風車について

A特性パワーレベルの出典等、予測条件の根拠となる情報を環境影響評価書に記載すること。

##### (2) 環境の保全のための措置について

風車の改修・更新により騒音レベルが増大する可能性があり、これら予測の不確実性を補完するため、定常稼働時はもとより改修時等における事後調査は非常に重要な環境の保全のための措置であると考ええる。

したがって、風車の稼働に際しては、適切な運転管理及び維持管理を行い、騒音の発生を極力抑制するよう努めるとともに、事後調査の重要性を十分認識したうえで、具体的な事後調査計画を策定し、環境影響評価書に記載すること。

また、事後調査の手法選定にあたっては、風雑音を可能な限り低減する測定方法を採用すること。

なお、事後調査を実施した場合は、その結果に応じて、適切な環境の保全のための措置を講じること。

#### 3 低周波音

##### (1) 調査結果について

1/3 オクターブバンド音圧レベルの予測及び評価が必要であると考えることから、調査結果についても1/3 オクターブバンド音圧レベル毎に整理し、環境影響評価書に記載すること。

##### (2) 予測対象風車について

低周波音パワーレベルの出典等、予測条件の根拠となる情報を環境影響評価書に記載すること。

### (3) 評価について

評価に用いた低周波音圧レベルの現況値について、風雑音の影響により、得られた現況調査結果が実際の低周波音圧レベルを上回る数値となっている可能性を否定できず、また、低周波音については環境基準等がないことから、現在の知見に基づく指標を複数用い、多角的に評価することが必要であると考えます。

したがって、事業者見解書で示した評価結果を環境影響評価書に記載すること。

また、評価に用いる指標については、環境影響評価書に出典等を記載すること。

### (4) 環境の保全のための措置について

位相の合成、風の影響及び風車の改修・更新により低周波音圧レベルが増大する可能性があり、これら予測の不確実性を補完するため、定常稼働時はもとより改修時等における事後調査は非常に重要な環境の保全のための措置であると考えます。

したがって、風車の稼働に際しては、適切な運転管理及び維持管理を行い、低周波音の発生を極力抑制するよう努めるとともに、事後調査の重要性を十分認識したうえで、具体的な事後調査計画を策定し、環境影響評価書に記載すること。

また、事後調査の手法選定にあたっては、風雑音を可能な限り低減する測定方法を採用すること。

なお、事後調査を実施した場合は、その結果に応じて、適切な環境の保全のための措置を講じること。

## 4 景観

### (1) 環境の保全のための措置について

#### ア 地域特性への配慮について

事業者見解書における環境保全目標の設定及びこれを用いた評価については、風車の設置基数を減じ環境保全目標の達成を図るなど、妥当と考えるが、当該事業予定地は、石狩浜の原風景に近い景観を有しており、小樽市のみならず広域的に貴重な観光資源、景観資源として活用されているものである。

したがって、これらの地域特性に十分配慮し、評価書案に記載する環境の保全のための措置を講じ、できるだけ景観への影響を回避・低減すること。

#### イ 植生回復への配慮について

工事により一時改変地として生じた裸地やバギー車の走行等で人為的事由によりすでに荒廃している土地については、植生回復による景観への保全措置を講じることとしているが、当該保全措置にあたっては、当該地区の土砂を利用するとともに、地表の締め固め度などについても、当該地域の地形・地質に配慮し、できるだけ景観の復元に努め、景観への影響を回避・低減すること。